

第34回 飯豊町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和8年4月24日（金） 午後2時00分開議
2. 開催場所 飯豊町役場 委員会室
3. 出席委員（9人）

1番 卷坂 藤博	2番 後藤恵美子	3番 齋藤 祐一
4番 渡部由美子	5番 長岡 賢市	6番 渡部 晃子
7番	8番 遠藤 智行	9番 二瓶 幸浩
10番 安部 数幸		
4. 欠席委員 7番 手塚 康博
5. 農業委員会事務局 上田信幸局長 菅野邦彰局長補佐 大谷部良明主事 孫田智子主査
桐生竜也主事 鈴木慎主事補

6. 議事日程

- | | |
|-------|--|
| 日程第1 | 会議録署名委員の指名について |
| 日程第2 | 会期の決定について |
| 日程第3 | 報告第91号 非農地証明交付申請の報告について |
| 日程第4 | 報告第92号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について |
| 日程第5 | 報告第93号 農地法第18条の規定による報告について |
| 日程第6 | 議案第111号 農地法第3条の規定による許可申請について |
| 日程第7 | 議案第112号 農地法第5条第1項による許可申請に対する意見について |
| 日程第8 | 議案第113号 農用地利用集積等促進計画案（所有権移転）に関する
意見について |
| 日程第9 | 議案第114号 農用地利用集積等促進計画案（貸借権）に関する
意見について |
| 日程第10 | 議案第115号 飯豊町地域計画の変更に対する意見について |
| 日程第11 | 議案第116号 飯豊農業振興地域整備計画の変更に対する意見について |

議 長

年度始めの最初の総会ということで大変ご苦労様です。雪解けも早く、農作業の方も活発になり、1回は田んぼに入ってる人もいます。桜がこの陽気で一瞬のうちに山間部でも消えてしまったっていうことがありまして、ちょっとびっくりしました。また、毎日のすごい天気のおかげで、この間に置農委の役員会の時に話ができましたが、今年も南陽市のさくらんぼが5割、高畠ではちょっと大袈裟に言ったと思いますが、7割位、花芽がやられたということで、いつもお願いしてるところのさくらんぼ農家さんからも早めの注文をお願いしたいというダイレクトメール入ってましたけども、今年もまだ少し深刻なのかなという部分があります。米の価格、消費者価格が少しずつ下がってきていて、相対価格も下がってきてるところもありますけれども、そこに増して農林水産大臣の方から、他に回す米、いわゆる主食用米以外の部分で足りないのでもう少し作って欲しいという、主食用米から外して、例えば飼料用米とか加工用米の方にまわして欲しいというのありましたけれども、各種農業団体の方からも、いわゆる価格差を補填しない限りなかなかそれぞれの調整は難しいだろうというような話をされていましたが、飯豊町も今年どれだけの作付予定面積が出てるのかわかりませんが、今年の秋でまだ少し変わると思います。とも補償関係の掛け金なんかも、今年の末据え置きってことで、12,500円でそれも小作料に連動してっていう形でずっときているもんですから、その辺なんかも、今年の価格によってまだ少し変わってくるのかなと思うところであります。

西日本では本当に雨降りなくてね、林野火災とか多くなっているわけですけども、幸い飯豊町の白川ダムは満水のラインの1mぐらいになりましたけども、相当な量が、もう貯水してます。おかげさまで水没林の方も、もう県外ナンバーの車で連日のように、朝から晩までひっきりなしに、車が通ってるわけですけどもね、まず事故が怖いということが一番なんですけれども、まずこれから農作業始まるわけでありますので、家の皆さんもぜひ農作業事故だけは気づけて作業に当たっていただきたいと思います。今日は午後からの総会ということで、その後に4月の人事異動で、県になされた皆様の歓送迎会展示なされた方の歓送迎会も含めて予定しておりますので、最後までよろしくお願ひしたいと思います。それでは、ただいまより第34回飯豊町農業委員会総会を開催致します。定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。日程第1「会議録署名委員の指名について」運営内規第8条の規定により、4番渡部由美子員、5番長岡賢市委員を指名致します。日程第2「会期の決定について」をお諮りいたします。会期は本日1日限りとしたいと思いますが異議ございませんか。

委 員

全員異議なし。

議 長

異議なしと認め、本日1日限りといたします。それでは、日程第3報告第91号「非農地証明交付申請の報告について」を議題とします。事務局より議案の朗読

と説明を求めます。

鈴木主事補 それでは報告第91号非農地証明交付申請の報告について報告致します。

1番	所有者	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	中宇新山 2003-1	
	地目地積	田 1筆で 980 m ²	

非農地となった時期および事由ですが、およそ30年前から農業をしていないため現況は原野となっており、現地確認の結果、現状は農地としての機能は失われていると判断致しました。非農地証明事務取扱要領に基づき、4月16日、長岡賢市委員、渡部晃子委員、山口利行委員の農業委員3名と事務局鈴木で現地確認を行いました。

議長 報告ですので、ご了承ください。それでは、日程第3報告第92号「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明を求めます。

大谷部主事 それでは報告第89号農地法第3条の3第1項の規定による届出について報告致します。

1番	届出者	〇〇〇	〇〇〇
	被相続人		〇〇〇
	申請地	萩生字岡二 594-14 はじめ 5筆	
	地目地積	田 4筆畑 1筆で 2,684 m ²	
2番	届出者	〇〇〇	〇〇〇
	被相続人		〇〇〇
	申請地	黒沢字吉祥寺 3750 はじめ 11筆	
	地目地積	田 9筆畑 2筆で 24,853 m ²	
3番	届出者	〇〇〇	〇〇〇
	被相続人		〇〇〇
	申請地	小坂字引沼 195	
	地目地積	田 1筆で 1,051 m ²	
4番	届出者	〇〇〇	〇〇〇
	被相続人		〇〇〇
	申請地	小坂字引沼 199 はじめ 3筆	
	地目地積	田 2筆畑 1筆で 5,593 m ²	

1番は令和7年7月1日相続によるものであつせんの希望はありません。2番は令和8年2月11日相続によるものであつせんの希望はありません。3番は昭和

41年6月13日相続によるものであつせん希望はありません。4番は昭和42年2月25日相続によるものであつせん希望はありません。以上、4件につきまして報告致します。

議長 報告ですので、ご了承ください。それでは日程第4報告第93号「農地法第18条の規定による報告」を説明致します。事務局より議案の朗読と説明を求めます。

大谷部主事 農地法第18条の規定による報告について説明を致します。

1番	貸付人	〇〇〇	〇〇〇
	借受人	〇〇〇	〇〇〇
	届出地	手ノ子字開発 4355	
	地目地積	田1筆で 8,860 m ²	
2番	貸付人	〇〇〇	〇〇〇
	借受人	〇〇〇	〇〇〇
	届出地	手ノ子字開発 4355	
	地目地積	田1筆で 8,860 m ²	
3番	貸付人	〇〇〇	〇〇〇
	借受人	〇〇〇	〇〇〇
	届出地	小白川字原 881	
	地目地積	田1筆で 109 m ²	
4番	貸付人	〇〇〇	〇〇〇
	借受人	〇〇〇	〇〇〇
	届出地	小白川字原 881	
	地目地積	田1筆で 109 m ²	
5番	貸付人	〇〇〇	〇〇〇
	借受人	〇〇〇	〇〇〇
	届出地	萩生字月岡 3210	
	地目地積	田1筆で 3,062 m ²	
6番	貸付人	〇〇〇	〇〇〇
	借受人	〇〇〇	〇〇〇
	届出地	萩生字町東 3558-1 はじめ 8筆	
	地目地積	田8筆で 21,900 m ²	
7番	貸付人	〇〇〇	〇〇〇
	借受人	〇〇〇	〇〇〇
	届出地	萩生字小山 3275	
	地目地積	田1筆で 4,769 m ²	
8番	貸付人	〇〇〇	〇〇〇
	借受人	〇〇〇	〇〇〇

9 番	届出地	萩生字東小山 3397	
	地目地積	田 1 筆で 3,000 m ²	
	貸付人	〇〇〇	〇〇〇
	借受人	〇〇〇	〇〇〇
9 番	届出地	萩生字小山 3278	
	地目地積	田 1 筆で 9,690 m ²	

以上 9 件につきまして報告致します。

議長 報告ですので、ご了承ください。続きまして、日程第 6 議案第 1 1 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明を求めます。

大谷部主事 農地法第 3 条の規定による許可申請について説明いたします

1 番	譲渡人	〇〇〇	〇〇〇
	譲受人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	椿字下野 4354-1 はじめ 3 筆	
	地目地積	田 3 筆で 2,045 m ²	
2 番	譲渡人	〇〇〇	〇〇〇
	譲受人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	萩生字小山 3275	
	地目地積	田 1 筆で 4,769 m ²	
3 番	譲渡人	〇〇〇	〇〇〇
	譲受人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	萩生字東小山 3397	
	地目地積	田 1 筆で 3,000 m ²	
4 番	譲渡人	〇〇〇	〇〇〇
	譲受人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	萩生字小山 3278	
	地目地積	田 1 筆で 9,690 m ²	
5 番	譲渡人	〇〇〇	〇〇〇
	譲受人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	手ノ子字中里 3800-1 はじめ 2 筆	
	地目地積	田 2 筆で 8,538 m ²	
6 番	譲渡人	〇〇〇	〇〇〇
	譲受人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	高峰字西通 5149 はじめ 2 筆	
	地目地積	田 2 筆で 7,092 m ²	

以上 6 件につきまして、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当せず、許可要件を満たしており問題ないと思われまますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議 長 　　ただいま、事務局からの説明が終わりました。事務局からの説明に関連して、当該委員の現地調査ならび補足説明をお願い致します。3 番齋藤祐一委員

齋藤委員 　　1 番の椿の案件ですが、〇〇〇、〇〇〇、2 人で納得の再設定ですので、ご承認よろしくお願ひいたします。

議 長 　　他にございませんか。番外

大谷部主事 　　手塚康博委員が休みでありまして、萩生地区につきましての状況について、説明いただくところでありましたが、代わって事務局の方から説明させていただきたいと思ひます。番号 2 番号 3、番号 4、この 3 件であります。借受人が 3 件とも〇〇〇になります。3 月に認定農業者の審査会がありましてその際にこれまで養豚経営だけだったんですが、新たに田んぼでかぼちゃを栽培したいということで、計画変更の申請がありました。面積が約 1.6ha ほどの面積になりますが、これまで〇〇〇が経営しておりましたが、〇〇〇が規模縮小されるということでその分を〇〇〇が作付けするということでもあります。一番心配されたのが、養豚堆肥を散布して、かぼちゃを栽培するというので、悪臭が漂うことが一番懸念されたものですから、この件について、農業委員の皆様へ地元の農業に出向いていただき、状況を確認いただきたいところでしたが、その辺の説明がないということでもありますので、そこら辺の状況を説明いたします。事務局の方から〇〇〇の方にこの農地がある小山地区の周辺の方々からすべて同意をもらうようお願いをしたところでもあります。かぼちゃを栽培することと、それから堆肥散布する際に、散布後をすぐに、耕運なりをしてににおいが発散しないような対策を取るということで、近隣の方々から同意をいただいたところ。水路の方にも以前、堆肥が流れ込んで、いろんな問題があったという経過がありましたので、そこにつきましても、水路の方に絶対流さないとか、もしあったらすぐ除去する、そういった手続きを行うという約束でこちらも同意書の方に記載して、各地区から同意、各地区の方々から同意をいただいたところ。さらに下流にありますし、石原地区の部落の皆様にも、今回の状況について、回覧で文書を配付させていただいておまして、何かあったらこちらの方にもご連絡いただきますし、問題があれば大沢牧場の方の携帯も言ってますので、連絡いただくというふうな手続きを進めたところ。今のところ石原地区からは、こちらの問い合わせについては一切ない状況でありますので、問題ないのではないかとこのように事務局でも判断しております。これから栽培することになりますので今後どのような状況になるか、地元の方と事務局の方で見守りながら経営の方を確認していきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。それから、農機

具につきましても、現在取得してないところにつきましては、〇〇〇の方のトラクター、それから散布機を借りて行うということでもあります。持っているのが、肥料散布機だけだということでもありますので、賃貸借契約を結んでもらって農業経営を行うということで、伺っておりますのでその辺のところを総合的に判断いただいて、許可できるかどうか協議いただきたいと思いますよろしくお願いいたします。

議長 他にございますか。1 番巻坂藤博委員

巻坂委員 私の方から 5 番と 6 番の案件について説明させていただきます。まず 5 番の案件ですけれども、今まで〇〇〇が、作付けしていたんですけれども高齢によって、もうできないということで、隣接してる〇〇〇が作付けしてるんですけれども、それで〇〇〇の方にしていただくという事になりました。〇〇〇は、認定農業者でもありますし、また、中里開発地区では、かなりの面積を作付けしておりますので、何ら問題がないと思います。また、6 番の案件ですけれども、これは〇〇〇と〇〇〇、再設定ですので、今まで何も問題ありませんでしたので、これも何ら問題ないと思いますので、審議の方よろしくをお願いします。

議長 これより質疑に入ります。ただいまの事務局に説明について、質問、意見等ありましたらお願いいたします。格別ないようでしたら、賛成する方の挙手を求めます。

委員 全員挙手

議長 挙手全員です。よって決議することに決定しました。続きまして、日程第 7 議案第 1 1 2 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対するついて」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明を求めます。

孫田主査 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対するついて説明いたします

1 番	所有者	〇〇〇	〇〇〇
	耕作者	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	添川字上川原西 6105-2	
	地目地積	畑 1 筆で 243 m ²	

申請地は、飯豊町役場から南東に約 2 km に位置する農地であります。申請地については、農業公共投資の対象になっていない小集団の生産性の低い農地であり、第 2 種農地に区分されます。続いて転用事由について説明させていただきます。一般住宅建築にございます。工事着手は許可後で、令和 9 年 3 月頃までに工事を完了する予定です。補足説明を行います。事業費は記載なってございませんが、3000 万円です。資金計画につきましては、すべて借入金で賄う予定であり、融資証明

にて確認をとっております。取水は上下水道、汚水は公共下水道と記載なっておりますが、生活雑排水とともに農業集落排水ですので、訂正するように求めたところであります。雨水は地下浸透でございます。土地改良区との関係性ですが、今回の申請箇所については、地区外となります。その他、協議事項などはございません。続いて、被害防除計画について説明いたします。今回の土地は造成の必要があり、盛土についても実施する予定でございますが、盛土規制法に関して事前に県の担当者の方と協議して頂いております。盛土の高さについては、1mと記載がございますが、盛土高に対する盛土面積が500㎡未満の場合、問題なしと意見を頂いております。法面については擁壁を設置する予定です。近隣農地への影響については、建物の高さを加減することで影響がないよう配慮します。農業用排水施設、農道、ため池等に及ぼす影響はございません。申請箇所につきまして、令和8年4月17日に遠藤智行委員と現地確認を行っております。以上、ご説明させて頂きました。よろしくお願ひくださいようお願い申し上げます

議長 　　ただいま、事務局からの説明が終わりました。事務局からの説明に関連して、当該委員の現地調査ならび補足説明をお願い致します。8番遠藤智行委員

遠藤委員 　　〇〇〇は〇〇〇の息子でありまして、今、アパートに住んでおりますが、その住宅を作り立てたいということと、やはり事務所も手狭になってきて、駐車場とかそういったものがあまり活用できなくなってきてるということで、転用の許可をお願いしたところであります。ご審議のほどよろしくお願ひします。

議長 　　これより質疑に入ります。ただいまの事務局に説明について、質問、意見等ありましたらお願ひいたします。格別ないようでしたら、賛成する方の挙手を求めます。

委員 　　全員挙手

議長 　　挙手全員です。よって、決議することに決定しました。続きまして、日程第8議案第113号「農用地利用集積等促進計画案（所有権移転）に関する意見について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明を求めます。

桐生主事 　　農用地利用集積等促進計画（所有権移転）に関する意見について説明させていただきます。

1番	所有者	〇〇〇	〇〇〇
	耕作者	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	添川字上町三 5028	
	地目地積	田1筆で2,975㎡	

以上説明致しましたので、ご審議頂きますようお願い申し上げます。

議長 　　ただいま、事務局からの説明が終わりました。これより質疑に入ります。ただいまの事務局に説明について、質問、意見等ありましたらお願いいたします。格別ないようでしたら、賛成する方の挙手を求めます。

委員 　　全員挙手

議長 　　挙手全員です。よって、決議することに決定しました。続きまして、日程第9議案第114号「農用地利用集積等促進計画案（貸借権）に関する意見について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明を求めます。

桐生主事 　農用地利用集積等促進計画（貸借権）に関する意見について説明させていただきます。

1 番	所有者	〇〇〇	〇〇〇
	移転者	〇〇〇	〇〇〇
	耕作者	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	手ノ子字大二反 3763-2	
	地目地積	田 1 筆で 3,291 m ²	
2 番	所有者	〇〇〇	〇〇〇
	移転者	〇〇〇	〇〇〇
	耕作者	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	手ノ子字開発 3744-1	
	地目地積	田 1 筆で 4,266 m ²	
3 番	所有者	〇〇〇	〇〇〇
	耕作者	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	萩生字中ノ目 3991	
	地目地積	田 1 筆で 1,073 m ²	
4 番	所有者	〇〇〇	〇〇〇
	耕作者	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	萩生字黄金台 3798-1	
	地目地積	田 1 筆で 3,020 m ²	
5 番	所有者	〇〇〇	〇〇〇
	耕作者	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	萩生字黄金台 3807	
	地目地積	田 1 筆で 4,350 m ²	
6 番	所有者	〇〇〇	〇〇〇
	耕作者	〇〇〇	〇〇〇

	申請地	萩生字月岡 3210	
	地目地積	田 1 筆で 3,062 m ²	
7 番	所有者	〇〇〇	〇〇〇
	耕作者	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	萩生字小山 3290-1	
	地目地積	田 1 筆で 1,740 m ²	
8 番	所有者	〇〇〇	〇〇〇
	耕作者	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	萩生字雪舟町 4497-1 はじめ 2 筆	
	地目地積	田 2 筆で 4,916 m ²	
9 番	所有者	〇〇〇	〇〇〇
	耕作者	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	萩生字町東 3558-1 はじめ 8 筆	
	地目地積	田 8 筆で 21,900 m ²	
10 番	所有者	〇〇〇	〇〇〇
	耕作者	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	黒沢字吉祥寺 3758 はじめ 3 筆	
	地目地積	田 3 筆で 8,113 m ²	
11 番	所有者	〇〇〇	〇〇〇
	耕作者	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	椿字俵付 507	
	地目地積	田 1 筆で 2,790 m ²	
12 番	所有者	〇〇〇	〇〇〇
	耕作者	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	添川字上川原西 6095 はじめ 3 筆	
	地目地積	田 3 筆で 2,682 m ²	
13 番	所有者	〇〇〇	〇〇〇
	耕作者	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	松原字町南 1776	
	地目地積	田 1 筆で 2,295 m ²	
14 番	所有者	〇〇〇	〇〇〇
	耕作者	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	手ノ子字開発 3744-2 はじめ 3 筆	
	地目地積	田 3 筆で 19,073 m ²	
15 番	所有者	〇〇〇	〇〇〇
	耕作者	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	手ノ子字中里 3803 はじめ 12 筆	
	地目地積	田 12 筆で 33,291 m ²	
16 番	所有者	〇〇〇	〇〇〇

	耕作者	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	手ノ子字兀ノ下一 960-9 はじめ 19 筆	
	地目地積	田 18 筆畑 1 筆で 42,269.47 m ²	
17 番	所有者	〇〇〇	〇〇〇
	耕作者	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	手ノ子字兀ノ下一 960-11 はじめ 4 筆	
	地目地積	田 4 筆で 1,515 m ²	

以上、説明させていただきました。ご意見の方お願いいたします。

議 長 事務局からの説明が終わりました。これより質疑に入ります。ただいまの事務局に説明について、質問、意見等ありましたらお願いいたします。格別ないようで

委 員 全員挙手

議 長 挙手全員です。よって、決議することに決定しました。続きまして、日程第 10 議案第 115 号「飯豊町地域計画の変更に対する意見について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明を求めます。

遠藤主事 今回、地域計画の変更の申し出があった箇所が、大字萩生字中の目 3998 番の一部になります。登記の地目は田、現況も田で登記面積は 1,740 m²のうち、変更を行った面積については 350 m²となっております。目標地図がございますので、そちらに今回の位置図、位置をお示ししてございます。第 1 小学校北東およそ 1 km の辺りの場所になります。計画変更の申し出があった方は〇〇〇になっております。今回、こちらの土地は、この後の議案で出て参りますけれども、農地転用許可後、息子さんが住宅を建設されるというような目的での地域計画変更の申し出があったものです。以上となります。

議 長 事務局からの説明が終わりました。これより質疑に入ります。ただいまの事務局説明につきまして、質問、意見等あればお願いいたします。格別ないようでしたら、承認する方の挙手を求めます。

委 員 全員挙手

議 長 挙手全員です。よって、決議することに決定しました。続きまして、日程第 11 議案第 116 号「飯豊農業振興地域整備計画の変更に対する意見について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明を求めます。

遠藤主事 飯豊農業振興地域整備計画の変更に対する意見について説明させていただきます。本町では、宅地周辺の農地なども含めて、町内のほぼ全域が農用地区域に設定されている一方で、生活様式の変化などに伴い、非農業的土地の需要も増大しており

ますので、優良農地の確保と農業推進を図りながらも、最小限度の利用については、この農振農用地区域から除外するというはやむを得ないというふうを考えてございます。変更内容については、先ほど、議案第 115 号でもご説明させていただきましたが、農用地区域からの除外が 1 件で、面積の合計が 350 m²となっております。農業振興地域からの除外については、6 要件を満たさなければならぬこととなっております。変更にかかって、土地の農用地以外にすることが必要であることで、農用地区域以外に代替する土地がないことで、2 番目に、農業上の効率的な利用に支障がないこと。3 番目に、認定農業者等の農地の利用集積に支障を及ぼさないこと。4 番目に土地改良等の有する機能に支障を及ぼす恐れがないこと。5 番目に、農業生産基盤整備事業完了後の 8 年を経過していること、6 番に地域計画における農地の利用状況、担い手への影響がないことをすべて満たすことで、除外をすることができるというふうになっております。その上で、図面番号一番、申請地は大字萩生字中の目 3998 番、申請者は〇〇〇となっております。当該土地の 1740 m²のうち 350 m²を分筆して、除外し、そしてその後、住宅を建築するというような案件になっております。除外の適否に関する意見表になりまして、先ほど申し上げた 6 つの条件をクリアしているかというようなところを検討した表になっております。全体的に申し上げますと、まずこちらともともと一筆であった他の一部を分筆して利用するものでして、〇〇〇のお母様である〇〇〇の所有地となっておりますが、長年、信頼関係のある耕作者さんに委託しているような状況になっております。今回の計画にあたって、耕作者さんとは十分に協議を行って、こちらを分筆した後の土地残地につきましても、現在の耕作者の方が引き続き耕作を継続するというようなことで、計画にも同意の上、耕作も続けるというように、協議をまとめられたということで伺っております。農地の集積、農業上の効率的な利用ですとか、農地の利用集積に支障を及ぼす恐れがないというようなこと等を確認させていただいたところです。分筆にあたっては、残地の形状を設計に保ち、大型農機の旋回でありますとか、作業効率を損なわないように配慮した区画割りをを行います。申し入れを受けているところではありますが、現在〇〇〇のご自宅があり、3998 番の右下、南東部にあたる部分を今回除外したいということで、お話を受けております。こちら、4000 番でありますとか、377 番に接したように、除外はできないであろうかというようなことは、事前にご相談を受けた際から、申し上げていたところでもあります。4000 番の方につきましても、その東側の大きな圃場でこの前を走っている町道から入ることで 3998 番なんですけれども、現在の〇〇〇のご自宅の方に接道している道路が 3.3 メートルしかありませんで、このままですと、建築基準法上の接道義務がどうしても見いだせないということもあり、町道側に寄せざるをえなかったというふうにも伺っております。水口水尻を壊さないような形で、最低限の分筆をして計画を進めたいというようなことで、お話を承っております。以上報告とさせていただきます。

議 長

事務局からの説明が終わりました。これより質疑に入ります。ただいまの事務局

説明につきまして、質問、意見等あればお願いいたします。格別ないようでしたら、承認する方の挙手を求めます。

委員 全員挙手

議長 挙手全員です。承認することに決定いたしました。以上で本日の議案は全て終了いたしました。第34回飯豊町農業委員会総会を終了いたします。ご苦労様でした。

(午後3時05分会宣した。)

以上、会議の顛末を記載し内容に相違ないことを認め、ここに署名する。

令和8年4月24日

議長

安部 数幸

署名委員 (4番)

渡部 由美子

署名委員 (5番)

長岡 賢市